

警視庁行方不明者発見活動規程

平成 22 年 3 月 31 日
訓 令 甲 第 1 3 号
存 続 期 間

〔沿革〕 平成 25 年 3 月 訓令甲第 7 号 (い)
28 年 3 月 同第 7 号 (ろ)、9 月同第 24 号 (は)
29 年 3 月 同第 12 号 (に) 改正

(準拠)

第 1 条 行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等については、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(生活安全部長等の責務)

第 2 条 生活安全部長は、行方不明者発見活動の全般の指揮監督に当たるとともに、警察職員に対する指導教養の徹底を図るものとする。(は)

- 2 生活安全総務課長は、生活安全部長を補佐し、警察署長（以下「署長」という。）が行う行方不明者発見活動の指導、助言、調整等を行うものとする。
- 3 署長は、所属の警察職員を指揮監督し、行方不明者発見活動を適切に実施するものとする。

(行方不明者届の受理等)

第 3 条 規則第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する行方不明者届は、行方不明者届出書により受理するものとする。この場合において、行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）を作成すること。

- 2 署長は、行方不明者届を受理した場合は、届出人に対して、行方不明者が発見されたときに警察がとり得る措置その他の警察が行う行方不明者発見活動について説明するとともに、行方不明者が帰宅その他の事由により発見された場合に行方不明者届を受理した署長（規則第 9 条第 1 項に規定する引継ぎがあった場合にあっては当該引継ぎを受けた署長。以下「受理署長」という。）にその旨を連絡するように指導するものとする。

(行方不明者届の受理の報告等)

第 4 条 署長は、行方不明者届を受理した場合は、受理票に基づいて、行方不明者の氏名、住所その他の必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録するとともに、速やかに、生活安全部長（生活安全総務課生活安全対策第二係経由。以下同じ。）に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。(は、に)

(事案の引継ぎ)

第5条 署長は、規則第9条第1項の規定により行方不明者届に係る事案を引き継ごうとする場合は、事前に生活安全部長にその旨を報告するものとする。

2 署長は、規則第9条第1項の規定による事案の引継ぎは、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、行方不明者届引継書により行うものとする。

(特異行方不明者の判定等)

第6条 受理署長は、規則第11条第1項の規定による判定の結果、行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定した場合は、速やかに、その旨を生活安全部長に報告するものとする。この場合において、規則第2条第2項第1号又は第3号に該当すると判定したときその他特に必要と認めるときは、併せて関係部長に報告すること。

2 受理署長は、前項の規定による報告をした場合において、その後これに該当しないと判定した場合は、速やかに、生活安全部長及び関係部長に報告するものとする。

3 生活安全部長及び関係部長は、第1項の規定による報告を受けた場合において、当該特異行方不明者を発見するための活動について特に必要があると認めるときは、協議の上、必要な措置をとるものとする。

(行方不明者照会)

第7条 関係所属長は、行方不明者の発見のため必要があると認める場合は、警視庁情報管理システムにより行方不明者の照会を行うものとする。

(行方不明者に係る資料の公表)

第8条 規則第14条第1項に規定する行方不明者に係る資料の公表は、警察署の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 受理署長は、行方不明者の発見のために必要があると認める場合は、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、当該行方不明者に係る資料の掲示を依頼することができる。

(行方不明者票の作成等)

第9条 受理署長は、第4条に規定する登録を行った後、速やかに、受理票の写しを生活安全総務課長（生活安全対策第二係経由）に送付するものとする。（ろ、は、に）

2 生活安全総務課長は、行方不明者届がなされた日から1か月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されない場合は、当該行方不明者に係る受理票の写しを鑑識課長（検視第一係経由。以下同じ。）に送付するものとする。

3 生活安全総務課長は、前項の規定に係わらず、特異行方不明者（規則第2条第2項第2号に掲げる者を除く。）については第1項の規定による受理票の写しの送付を受けた後、速やかに、当該特異行方不明者に係る受理票の写しを鑑識課長に送付するものとする。

- 4 鑑識課長は、前2項の規定による受理票の写しの送付を受けた場合は、当該受理票の写し及び第4条の規定により登録された情報に基づき、速やかに、行方不明者票を作成するものとする。

(身元不明死体票の作成)

第10条 署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であって身元が明らかでないものについては、速やかに、当該死体に係る情報を警視庁情報管理システムに登録するものとする。（い）

- 2 鑑識課長は、前項の規定により登録された情報に基づいて身元不明死体票を作成するものとする。

(鑑識課長による調査等)

第11条 鑑識課長は、行方不明者票を作成した場合は、速やかに、当該行方不明者票と保管している身元不明死体票とを対照する方法により調査を行うものとする。この場合において、当該行方不明者票に係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該行方不明者票及び身元不明死体票に係る情報を登録している署長に通知すること。

- 2 鑑識課長は、身元不明死体票を作成した場合は、速やかに、当該身元不明死体票と保管している行方不明者票とを対照する方法により調査を行うものとする。この場合において、当該身元不明死体票に係る死亡者が当該行方不明者票に係る行方不明者に該当したときは、その旨を当該身元不明死体票及び行方不明者票に係る情報を登録している署長に通知すること。

(迷い人についての確認等)

第12条 署長は、規則第19条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該迷い人について迷い人票を作成し、自らが受理し、及び引継ぎを受けた行方不明者届の中に該当するものがあるかどうかを確認するものとする。

- 2 署長は、前項の場合において、当該迷い人について行方不明者届を自ら受理し、及び引継ぎを受けていないときは、他の署長に対し、迷い人照会書により当該迷い人に係る行方不明者届の受理の有無を照会するものとする。
- 3 前項の規定による照会を受けた署長は、当該迷い人について必要な調査を行い、その結果を照会を行った署長に回答するものとする。
- 4 第2項の規定による照会及び前項の規定による回答は、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、行うものとする。

(特異行方不明者の手配等)

第13条 規則第21条に規定する特異行方不明者手配は、特異行方不明者手配書により行うものとする。この場合において、併せて必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録すること。

- 2 受理署長は、特異行方不明者手配を行う場合（特異行方不明者手配を行った事項に追加又は変更を行う場合を含む。）は、生活安全部長にその旨を報告した後、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、行うものとする。
- 3 規則第 22 条第 3 項の規定により特異行方不明者手配を行った場合は、事後速やかに、生活安全部長に報告するとともに、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、特異行方不明者手配書を送付するものとする。

（行方不明者を発見した場合の措置）

- 第 14 条 署長は、規則第 25 条第 1 項の規定による報告を受けた場合は、行方不明者発見票を作成するものとする。
- 2 署長は、規則第 25 条第 4 項の規定による通知を行う場合は、生活安全部長にその旨を報告した後、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、行うものとする。
 - 3 受理署長は、規則第 25 条第 4 項の規定による通知を受けた場合は、当該行方不明者に係る受理票に必要な事項を記載するものとする。

（発見時の報告等）

- 第 15 条 受理署長は、行方不明者が発見された場合、その死亡が確認された場合その他行方不明者に係る記録を保管する必要がなくなったと認める場合は、速やかに、生活安全部長に報告するとともに、必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録するものとする。
- 2 署長は、第 9 条第 1 項の規定により受理票の写しを送付し、又は第 10 条第 1 項の規定により身元が明らかでない死体に係る情報を警視庁情報管理システムに登録した後において、当該受理票の写しに係る行方不明者が発見され、又はその死亡が確認された場合、当該登録に係る死亡者の身元が確認された場合その他当該受理票の写し又は身元が明らかでない死体に係る記録を保管する必要がなくなったと認める場合は、速やかに、必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録するものとする。

（特異行方不明者手配の解除）

- 第 16 条 規則第 29 条第 1 項の規定により特異行方不明者手配を解除する場合は、生活安全部長にその旨を報告した後、当庁の署長に対しては直接、道府県警察の署長に対しては生活安全部長を経由して、特異行方不明者解除通報書により行うものとする。この場合において、速やかに、必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録するものとする。

（行方不明者届がなされていない場合等の特例）

- 第 17 条 署長は、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、行方不明者届がなされていないもののうち、規則第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めら

れる場合、他の法令に基づき行方の調査等を求められた場合その他特に必要があると認められる場合は、規則及びこの規程に準じた措置をとるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁家出人及び迷い子発見活動規程（昭和 51 年 12 月 27 日訓令甲第 27 号）は、廃止する。